

指定管理者評価制度の概要

1 目的

指定管理者制度を導入した施設について、サービスの履行、安全管理、法令遵守等の指定管理者が守るべき事項の確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映することで、サービスの一層の向上を図る。

2 評価方法等

大規模改修工事等により 1 年を通じて通常の施設運営を行わなかった場合は、原則として評価を実施しないものとする。（東京都指定管理者制度に関する指針）

⇒令和 7 年度については東銀座駐車場の評価を実施しない

（1）一次評価：所管局による客観的評価

	八重洲・日本橋・宝町・新京橋	板橋四ツ又
① 確認項目	40 項目	42 項目
② 標準点	50 点	52 点
③ 満点	100 点	104 点
④ 採点	・各項目について 3 段階で評価	

評価内容	得点
水準を上回る	2 点
水準どおり	1 点
水準を下回る	0 点

・確認項目中、「安全性の確保」、
「利用の状況（収益性）」等を特に重視し、
得点を 2 倍にする配点

⑤ 評価基準

評価	確認項目評価の得点の合計点	八重洲・日本橋・ 宝町・新京橋	板橋四ツ又
S	「標準点（全確認項目が「水準どおり」の評価を受けた場合の合計点）の 1.33 倍（小数点以下切上）」点以上	67 点以上	70 点以上
A	「標準点の 1.25 倍（小数点以下切上）」点以上かつ 「標準点の 1.33 倍（小数点以下切上）－1」点以下	63 点～66 点	65 点～69 点
B	「標準点の 0.88 倍（小数点以下切捨）＋1」点以上かつ 「標準点の 1.25 倍（小数点以下切上）－1」点以下	45 点～62 点	46 点～64 点
C	「標準点の 0.88 倍（小数点以下切捨）」点以下	44 点以下	45 点以下

（2）二次評価：評価委員会による専門的評価

① 評価基準

評価	内 容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

② 評価委員会 審議等の原則公開、議事録の公開

（3）総合評価：所管局による総合評価

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局が総合評価を決定し、評価結果を公表する。

総合評価者：局長